

※ 第1回会議配付資料【資料 2-2】

平成31年度国民健康保険事業費納付金の 算定方法について(参考)

平成31年1月31日(木)
平成30年度 第2回沖縄県国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について

項目	算定方法		運営方針	備考
	30年度	31年度		
標準保険料率				
標準的な算定方式	3方式	変更なし	P34	3方式（均等割、平等割及び所得割） ※納付金算定でも同様
標準的な賦課限度額	政令のとおり	変更なし	P34	全市町村が政令どおり設定 医療58万円 後期支援19万円 介護16万円
標準的な賦課割合	応能割：応益割=β : 1 均等割指数：平等割指数=0.7:0.3	変更なし	P35	βは国が示す所得係数で、全国平均の所得と比較した県の所得水準 ※納付金算定でも同様
標準的な収納率	98%を上限に、 市町村ごと過去5年の平均値	変更なし	P35	
国保事業費納付金				
医療費水準の反映	医療費水準反映係数 $\alpha = 1$	変更なし	P38	各市町村の医療水準を全て反映
高額医療費の共同負担	共同負担は行わない	変更なし	P38	各市町村の医療水準を反映
保険給付費等の対象経費の取扱	出産育児一時金、葬祭費、保健事業等 を対象経費としない	変更なし	P38	
保険者努力支援制度（県分）の取扱	保険給付費（A）から差し引く	変更なし	P38	県全体の納付金額の引き下げ
激変緩和（一定割合）	<u>一定割合=0</u>	<u>一定割合=自然増</u>		自然増は単年度2.76%、 H28からの3年間で8.51%。 ※財源は国の暫定措置を活用

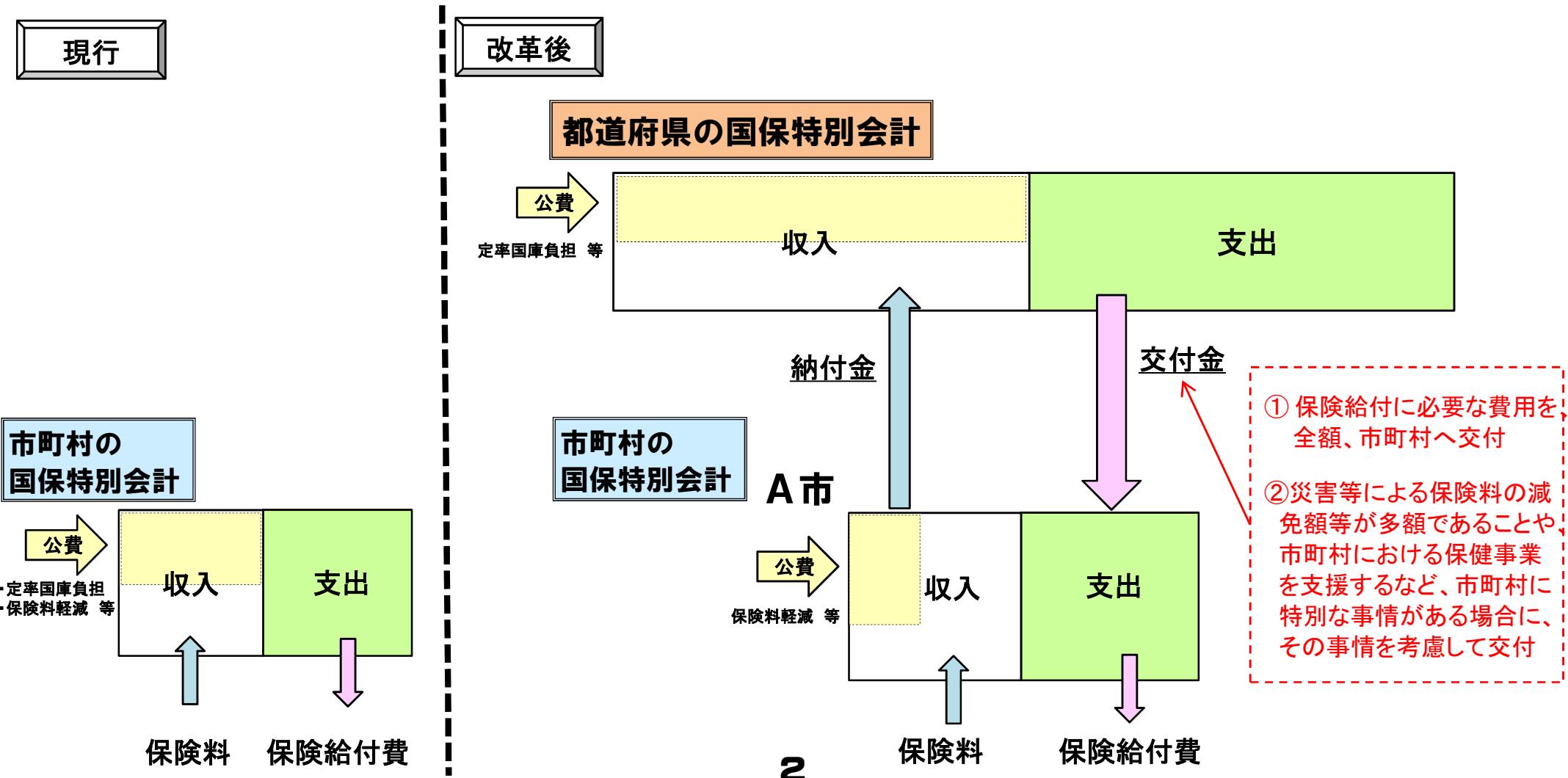
改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

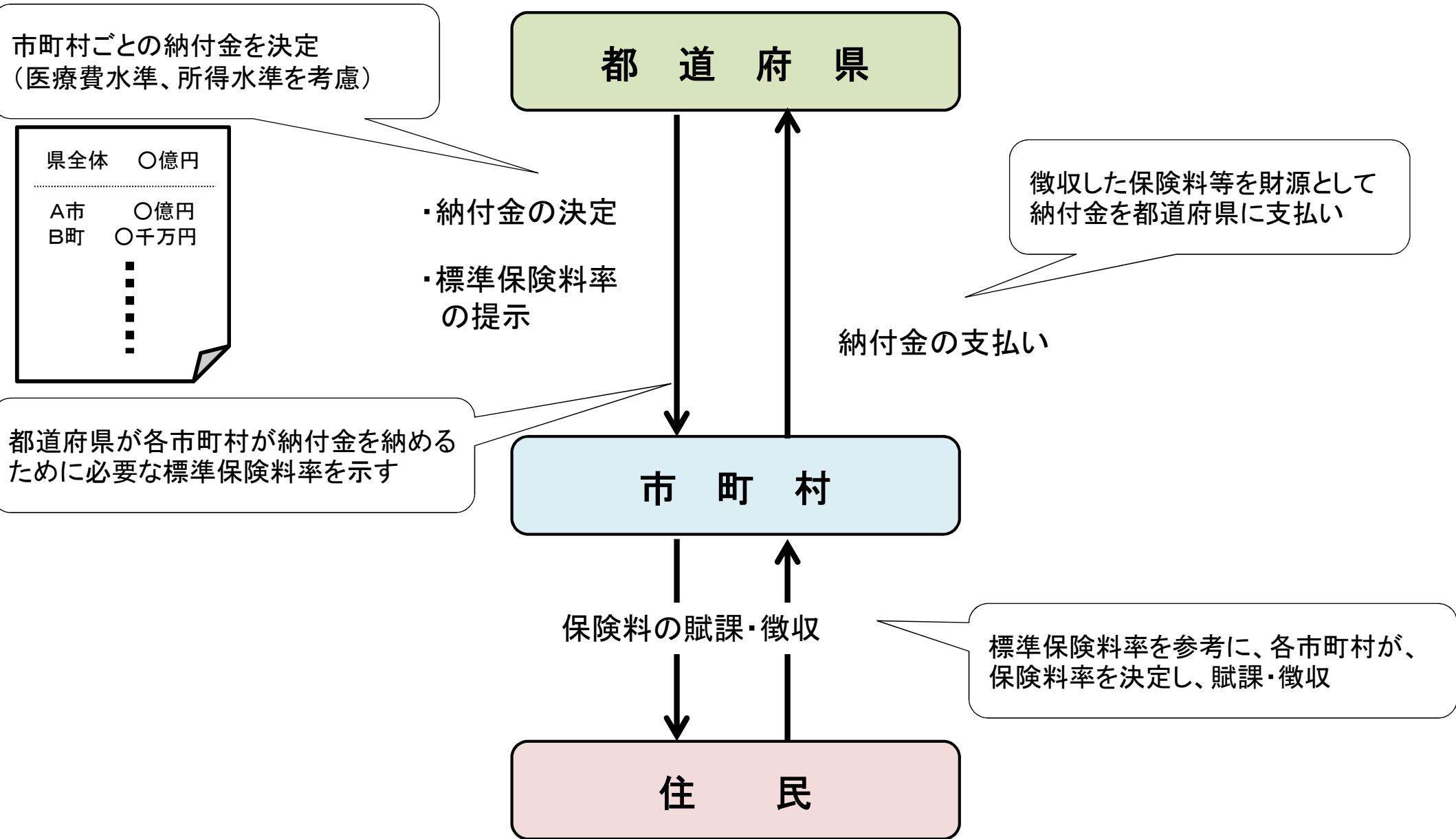
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



国保保険料の賦課、徴収の仕組み（イメージ）



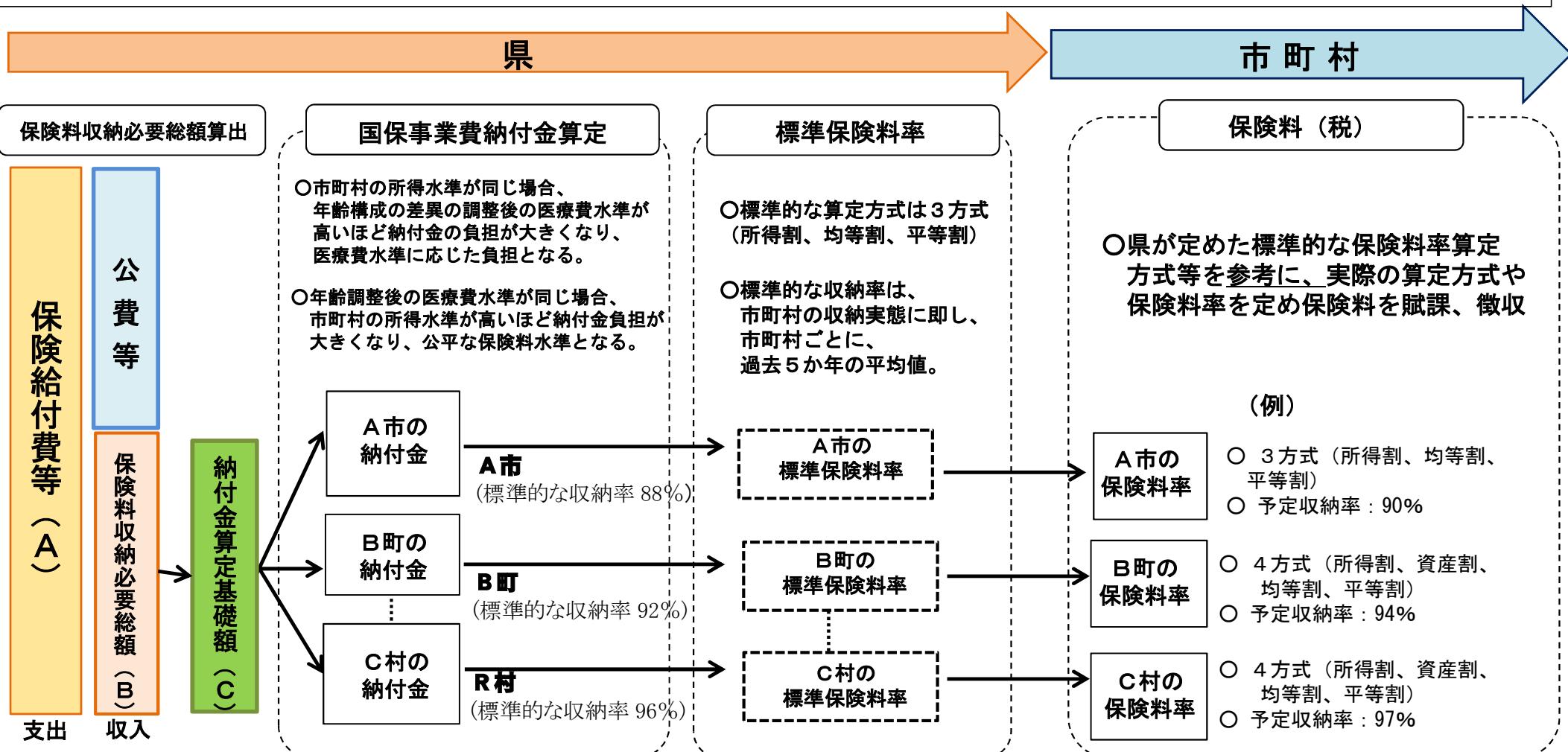
国保事業費納付金、標準保険料率の算定方法について

○県は、財政運営の責任主体として

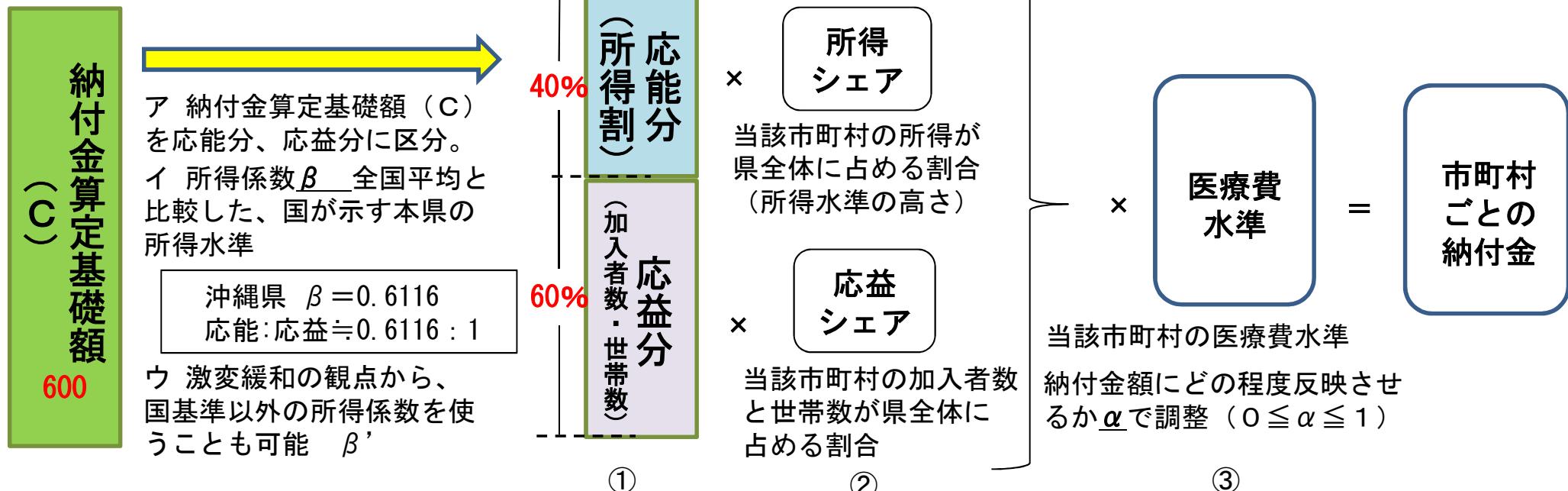
①医療費推計から保険給付費等(A)の見込みから、公費等(前期高齢者交付金や定率国庫負担など)を差し引き、保険料収納必要総額(B)、県が全体で集めるべき納付金の総額、納付金算定基礎額(C)を算出する。

②納付金算定基礎額(C)から、年齢調整後の医療費水準(α)及び所得水準(β)に考慮して各市町村ごとの納付金基礎額(c)を算出し、高額医療費負担金や激変緩和分等の公費について各市町村ごとに調整を行い、各市町村の納付金(一般分)(d)を算定する。

○市町村は、県が示した標準保険料率を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



納付金の配分イメージ



【例】 $\beta =$ 沖縄県、 $\alpha = 1$ と設定

① 応能分と応益分に按分する。

応能分
240
応益分
360

② 応能分を所得シェア、応益分を応益シェアで按分

A市	B町	C村
60%	30%	10%
144	72	24
A市	B町	C村
50%	30%	20%
180	108	72

③ 医療費水準を反映し、市町村ごと納付金が決定。

A市	B町	C村
医療費平均以上	医療費平均	医療費平均以下
150	72	18
A市	B町	C村
医療費平均以上	医療費平均	医療費平均以下
195	108	57

平成31年度算定における激変緩和措置について

激変緩和措置については、平成31年度一人当たり保険料(算定結果)と平成28年度本来集めるべき一人当たり保険料額(決算ベース)を比較し、一定割合を超える分について、保険料の上昇抑制を図るものである。
基本的に、一定割合＝自然増分+ α (制度改正による増分の一部)により設定する。

H30算定の激変緩和

- 当該年度に限り一定割合=0
自然増分も含め、H28年度より
増加分はすべて激変緩和対象

- 対象市町村:8市村
大宜味村、今帰仁村、伊江村、
座間味村、渡名喜村、北大東村、
伊是名村、南城市

- 激変緩和所要額 44,369千円
(1市村あたり 734~12,498千円)
(財源:国の暫定措置)

公費のあり方

【激変緩和財源について】

- H30年度国費 400億円
(内訳)暫定措置300億円
+追加激変緩和100億円



- H31年度国費 334億円
(内訳)暫定措置250億円
+追加激変緩和84億円

H31算定の激変緩和

- 一定割合=0はH30年度限りの措置であり、一定割合=自然増+ α を基本とする。

(自然増は過年度の保険給付費等の伸び率から単年で2.76%を想定。H28年度からの比較では、3年分の伸び8.51%を見込む)

【H31算定】

H31年度の激変緩和所要額が国費の範囲内に納まる見込みであることから、

一定割合=自然増 ($\alpha=0$)とする。

※国費に残額が生じる場合は、前年度同様に県全体の保険給付費等(A)から差し引く。

激変緩和の考え方(丈比べする1人当たり保険料額の算定)

- 下図のとおり、「各市町村が本来集めるべき1人当たり保険料額」は保険料だけでなく、決算補填等目的の法定外繰入等を含めた財源で賄われているが、納付金の仕組みの導入や納付金の算定方法の仕組みにより、一部の市町村においては、「各市町村が本来集めるべき1人あたり保険料額」が変化し、保険料が上昇する可能性がある。このため、都道府県は、市町村から、平成28年度決算に基づく保険料収納必要額と比べて、納付金の仕組みの導入等による保険料負担の増加影響を適切に把握した上で、必要な激変緩和措置を検討する。
- 激変緩和措置の検討に当たっては、納付金の仕組みの導入前の「被保険者1人当たりの保険料決算額(e)」(※)と丈比べし、被保険者の実質的な負担の変化を見て、激変緩和の必要性を判断することを原則とする。ただし、市町村ごとに予算の見込み方にばらつきがある点や納付金の仕組みの導入等による影響を適切に把握する観点から、激変緩和の丈比べを「被保険者1人当たりの納付金額(d)ベースの保険料決算額」(※)で行うことも可能とする(国保運営方針の定めは削除)。なお、決算額を活用することにより、「本来集めるべき保険料総額」は、「医療給付費(+保健事業費等)-公費等」で計算することも可能である。(下図の法定外繰入等が全て要素として含まれることとなり、理論上、足し上げた額と一致する。後期高齢者支援金等、介護納付金も同様に計算することができる。)(※)後期高齢者支援金等分、介護納付金分も、市町村間の所得水準の調整によって、激変が生じる可能性があるため、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計額で丈比べを行い、激変緩和措置を講じることとする。

推計年度
保険料見込額(医療分・後期分・介護分の合計) → 28年度保険料決算額(医療分・後期分・介護分の合計) → 保険料調定額 + 保険料軽減



都道府県が定める保険料負担の増加率(一定割合)の基本的な考え方
= 保険料必要額の伸び(自然増)等 + α (納付金の仕組みの導入等による増加分の一部)
※平成30年度は平成28年度から2年度分の伸びを考慮

・財政調整基金の取崩や前年度からの繰越金による1人当たり保険料の上昇抑制分については、28年度分の算定基礎に加える。30年度に財政調整基金返済分や積立分を計上する分は、算定基礎に加えない。
なお、前年度繰越金については累積分をそのまま保有している市町村にあっては、現行保険料への影響が大きくなるため、単年度分に限定する。

・前年度繰上充用金については、前々年度(平成27年度)の繰上充用金と比較して増加する額を激変緩和の算定基礎に加える。負担の先送り分については、激変緩和の算定基礎に加えない。
・法定外一般会計繰入金見込額(決算補填等目的)については、法定外一般会計繰入を実施していない市町村との公平性の観点から、激変緩和の算定基礎に加える。(累積赤字解消分は除く。)

・28年度の保険料額は、丈比べの基点として当年度の集めるべき保険料額となるよう、26年度前期高齢者交付金精算額による影響を除くため、「28年度確定前期交付金額」を活用する(10月時点では仮係数による推計値)。なお、都道府県が市町村との合意に基づく計算方法(28年度確定前期交付金額に調整率を乗じて補正等)による金額を用いることも可能とする。
・30年度の保険料額の算出に当たっては、前期高齢者交付金額は30年度概算額と28年度精算額を合計して、実際の保険料負担額を算出する。
・納付金(d)ベースの保険料調定額(決算ベース)の場合には、市町村独自の取組として加算する保健事業費等の費用に充てた保険料額は含まれず、市町村の個別事情により交付される特別調整交付金等による減額もない。